

市民のみなさんへ

庄原市総領支所

行政文書の発行について

9月5日付けの行政文書を次のとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当 課 等
西城・比和 高齢者冬期安心住宅の入居者募集について		生活福祉部 高齢者福祉課
高野 高齢者生活福祉センターの冬期入居者募集について		
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
水道の広域連携について		水道局 水道課
令和5年度庄原市コミュニティ推進事業の募集について		企画振興部 自治定住課
農業委員会だより		農業委員会
田園文化センターだより		田園文化センター
行政相談について		生活福祉部 市民生活課
令和4年度 庄原市男女共同参画セミナー 〔第2回人権啓発セミナー〕の開催について		
秋の全国交通安全運動		総務部 危機管理課
学校だより		総領中学校
校長便り		
道路斜面の安定度調査について（お知らせ）		広島県北部建設事務所 土木課
交通ひろしま 秋号		広島県 交通安全協会
農業委員会だより 「恵みの大地」 夏号		農業委員会
広報 総領		庄原警察署 総領駐在所

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当 課 等
広報しょうばら9月号		総務部 行政管理課

<行政文書のお問い合わせ先>

〒729-3703

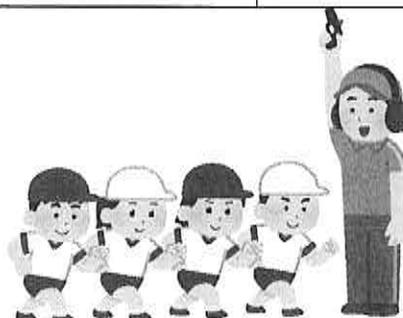
庄原市総領町下領家280番地1

庄原市総領支所総務室

電話番号：0824-88-2111

FAX番号：0824-88-2978

メールアドレス：soumu-sou@city.shobara.lg.jp



地域の皆様へ

広島県北部建設事務所長
〒727-0011 庄原市東本町一丁目 4-1
庄原支所

道路斜面の安定度調査について(お知らせ)

県土木行政の推進については、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県では、管理する道路沿いの斜面上部において、落石や土石流の危険性などの現地調査を県内全域で進めています。

現地調査に当たっては、民有地へ立ち入ることが想定されます。その必要がある場合には、道路法第66条に基づき、点検技術者が同条第5項に規定された身分を示す証票を携帯して調査を実施します。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

- 1 調査期間 令和 4 年 10 月上旬～令和 5 年 2 月下旬までの期間を予定しています。
- 2 調査会社 明伸建設コンサルタント(株) 備北営業所
電話 0824-65-4181
- 3 調査路線 一般国道 432 号, 主要地方道甲山甲奴上市線, 主要地方道三良坂総領線, 一般県道高光総領線, 一般県道中領家庄原線
- 4 身分証明書 今回の作業に関する作業員は、次の様式身分証明書を携帯しておりますので、御不審な点がありましたら作業員に提示をお求めください。

(裏)

(表)

道路法抜すい
第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

第 号

身分証明書

所属

氏名

職名

年齢

交付年月日

有効期間

道路管理者

印

右は、道路法第六十六条第一項の規定により道路に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

様式第六(第五表関係)

<問い合わせ先>
土木課維持第一係
担当者:佐古田 菊本
TEL:0824-72-2015
Mail:djnsdoboku@pref.hiroshima.lg.jp

令和4年秋の全国交通安全運動の実施について

「令和4年9月21日(水)から9月30日(金)までの10日間」

スローガン ゆるさない ハンドル・スマホの 二刀流

運動重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
学校、幼稚園、公園等の付近や通学路の標識のあるところでは、子供が飛び出してくる危険性が高いので、特に注意して走行しましょう。
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行しましょう。
- 自転車の交通ルール遵守の徹底
信号遵守、自転車横断帯の利用、交差点における安全確認・一時停止等、交通事故を防止するための基本的事項を守り、事故を起こさない・事故に遭わないようにしましょう。



駐在所員の独り言

私が総領駐在所に着任してから川に家庭ゴミが捨てられるということが2回ありました。

そのほかにも、家庭ゴミを燃やして黒い煙が出ているという通報や相談も相次いでいます。

家庭ゴミは決められた方法によって処分することになっており、不法投棄や自宅での焼却処分を行うと法律違反となることがあります。

自然豊かな総領町を皆さんの手で守って行きましょう。

警察官かたりの詐欺電話に注意して下さい！！

7月に庄原市内で警察官をかたる手口の特殊詐欺被害の発生がありました。

警察官が自宅に電話をかけて現金を回収することは絶対にありません。

電話でお金のお話ができれば詐欺を疑って下さい。

また、電話でお金のお話ができれば、1人で判断せず、家族や警察官等誰かにすぐに相談して下さい。



管内の事件・事故発生状況

☆YouTubeアカウント☆
広島県警察【公式チャンネル】を見てね！

区分		7月末現在	前年同期比
事 件	刑 窃盗犯	21件	+13件
	法 その他	23件	-4件
	犯 合計	44件	+9件
	特殊詐欺	1件 78万円	-1件 -322万円
事 故	人身事故 件数	9件	-4件
	死者	1人	-2人
	負傷者	8人	-3人
	物損事故	423件	+3件

交通機動隊の白バイや高速隊パトカーの運転訓練の様子を配信しています。

運転手目線の動画があり、臨場感があります！
普段見ることのできない、訓練風景を見ませんか？



広島県人は、放つとけん人。「地域の子どもは、放つとけん！」「暗い夜道は、放つとけん！」